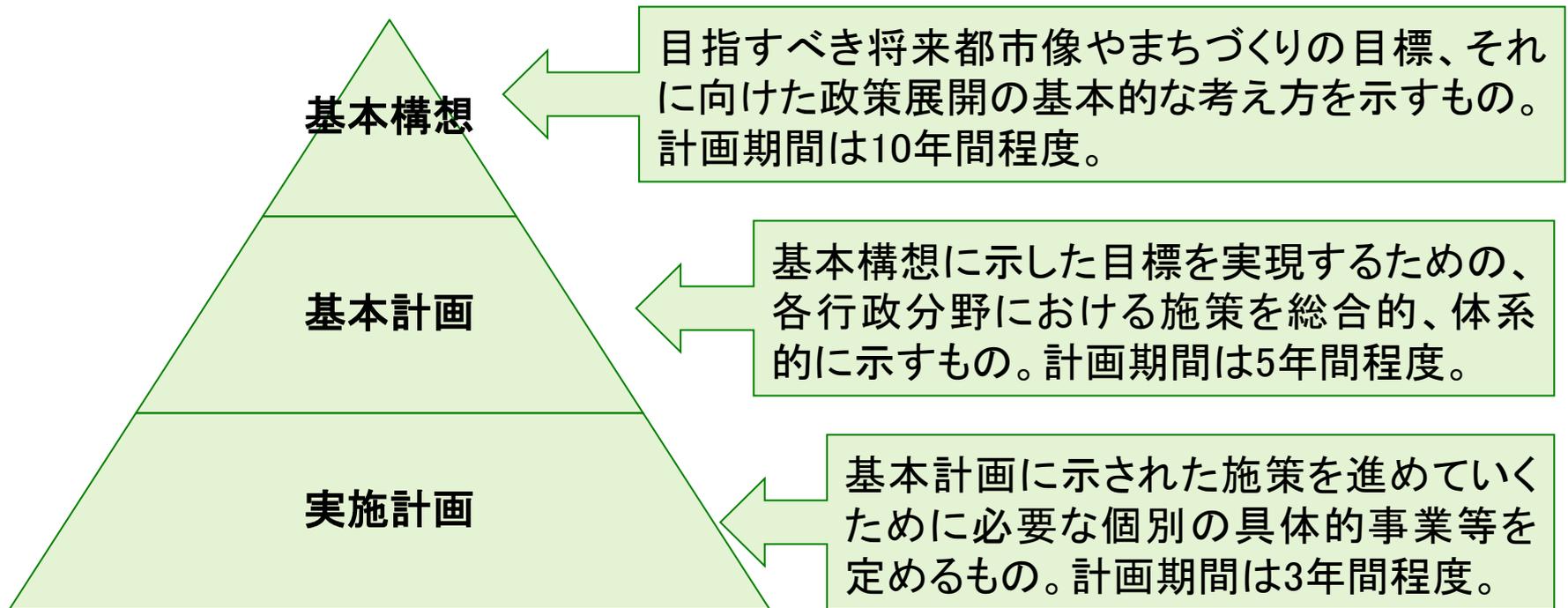


総合計画とは・・・

地方自治体がめざすまちの将来像(ビジョン)を掲げ、その実現のための施策を明らかにし、体系的・計画的に進めていくための指針となるもの。自治体が策定する全ての計画の基本となる。一般的に、基本構想とこれに基づく基本計画および実施計画からなるものが多い。



一般的な総合計画の構成



総合計画の各階層の機能

	定 義	性 格	内 容
基本構想	市町村が存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の存する<u>地域社会の将来の目標</u>及び目標達成のための基本的施策を明らかにし基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の目標（地域のビジョン） 基本的施策（国、都道府県、<u>民間の施策</u>も含む）
基本計画	地域の将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけて取りまとめたもの	<ul style="list-style-type: none"> 各部門ごとの施策・手段を組織化・体系化して調整する 基本構想で設定された将来の目標及び施策、手段の方針のうち原則的に市町村が<u>直接実現手段を有する施策、手段</u>及びそれらを合理的に推進するための内部管理合理化方策の大綱を定めるべきもの 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的条件の整備計画（土地利用・水利用・防災等） 施設計画 非施設計画（産業計画・社会計画等） 行財政基本計画
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくか明らかにするためのもの	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画で定められた施策の大綱を市町村が<u>現実の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにするための計画</u> 基本計画で定められた施策大綱を具体化し、詳細事項について補足するもの 市町村の毎年度の<u>予算の編成</u>についての指針となるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画 財政計画

小諸市総合計画 計画期間

		平成																				
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
小諸市基本構想																						
	第3次基本構想 H7～21年 15年間	1年前倒し																				
		第4次基本構想 H21～28年 8年間																				
小諸市基本計画																						
	第5次基本計画 H7～H11年 5年間	1年前倒し																				
	第6次基本計画 H12～H16年 5年間	第7次基本計画 H17～H21年 5年間	第8次基本計画 H21～H24年 4年間																	第9次基本計画 H25年～H28年 4年間		